

アメリカの公立学校における 生徒割当制度の合憲性について

— Parents Involved in Community Schools v.
Seattle School District No. 1; Meredith and
McDonald v. Jefferson County Board of
Education et al., 551 U. S. 701 (2007) —

井 上 一 洋

本件では、Seattle第1学区およびJefferson郡教育委員会が実施した人種的分類を利用した生徒割当制度（以下、本件制度とする。）をめぐる事件が併合審理された。両教育委員会が実施した制度は、公立学校における事実上の（*de facto*）人種的隔離を是正することを目的としたものであった。連邦最高裁は、本件制度は合衆国憲法の平等保護条項に違反し、違憲であると判示した。

【事実の概要】

I Seattle第1学区事件について

Washington州SeattleのSeattle第1学区の制度では、9年生は入学を希望する高校に順位を付けて志願できる。しかし、第1志望の学校が、志願者数が入学定員を上回る高校である場合、①兄弟が通っている学校であること、②全校生徒の人種構成と

入学を志願する生徒個人の人種との関係、③住居と学校の距離、と「三つの決定要因（tiebreaker）」によって、高校は入学者を決定する。本件では、これら三つの決定要因のうち、人種的分類を利用した②の決定要因が問題となった。

本件制度では、志願者数が入学定員を上回る高校の人種構成が、学区全体の高校の入学者の人種構成から10パーセント以上乖離すると、その高校は「人種の統合が必要」（*integration positive*）と判断され、②の要素が入学に関する決定要因となる。つまり、当該高校に人種的均衡をもたらす人種の生徒であることが入学の可否を決定する要因となるのである。

1999年—2002年度の間、Seattle第1学区全体の高校の入学者の41パーセントが白人、59パーセントが非白人であった。他方で、2000年—2001年度の間、志願者数が入学定員を上回った高校のうちの3校の前年度入学者における白人の生徒の比率が51パーセントを超えた。そのため、これらの3校は「人種の統合が必要」と判断され、非白人の生徒がこの3校に割り当てられた。さらに、南部の1校は黒人の生徒の比率が69パーセントを超えたため、右3校と同様、「人種の統合が必要」と判断され、白人の生徒が割り当てられた。

Seattle第1学区は過去に人種的隔離教育を州法によって制度化したことがなく、連邦地裁によって人種の統合命令が出されたことはなかった。しかし、人種による居住地の偏在に起因する公立学校における事実上の人種的隔離を是正するために本件

制度が採用された。原告で保護者の団体である Parent Involved in Community Schools は、人種の種類を利用した本件制度は、合衆国憲法の平等保護条項に違反し、違憲であると主張し、法の平等保護を求め、Seattle 第 1 学区を相手取り、訴えを提起した。

II Jefferson 郡教育委員会事件について

1973 年、Alabama 州 Jefferson 郡において、人種的に隔離された学校運営が行われていたため、1975 年、連邦地裁は Jefferson 郡教育委員会に対し、人種的統合命令を下した。しかし、2000 年、同地裁は Jefferson 郡における人種的隔離教育の残滓はほぼ解消されたと認定し、右人種的統合命令を取り消した。

その翌年の 2001 年、Jefferson 郡における公立学校の生徒の 34 パーセントが黒人の生徒、残りの 66 パーセントのほとんどが白人の生徒であった。そこで、同年、Jefferson 郡教育委員会は人種による居住地の偏在に起因する公立学校における事実上の人種的隔離を是正するため、Magnet School でない学校に対して、黒人の生徒を最低 15 パーセント、最高 50 パーセント就学させるよう要求する本件制度を採用した。

当該学区に転居した原告の Meredith は、白人の息子 Joshua を幼稚園（幼稚園・小学校一貫教育校）へ入学させようとした。新居から最も近い小学校はすでに満員であったため、Joshua は

同じ学校群にある 10 マイルも離れた Young 小学校に割り当てられた。そのため、Meredith は住居から 1 マイル離れている別の学校群の Bloom 小学校への転校を申請したが、定員に余裕があったにも関わらず、Joshua の転校が Young 小学校における人種的統合に不都合な影響を与えるということで転校は不許可とされた。そこで、Meredith は人種の種類を利用した本件制度は、合衆国憲法の平等保護条項に違反し、違憲であると主張し、法の平等保護を求め、Jefferson 郡教育委員会を相手取り、訴えを提起した。

【判決要旨】

〔Roberts 連邦最高裁長官による法廷意見〕

連邦最高裁は本件制度を容認した原判決を破棄し、事件を差し戻した。Roberts 長官の執筆した意見の一部に他の 4 人の裁判官 (Scalia, Thomas, Alito, Kennedy 各裁判官) が同意し、法廷意見を形成したが、残りの部分には Kennedy 裁判官が同意せず、別に結果同意意見を執筆したため、その部分は相対多数意見となった。

I スタンディングについて

Seattle 第 1 学区は本件係争中に生徒の人種を決定要因とすることを止めた。しかし、同教育委員会は本件制度の合憲性を主張しており、もし同教育委員会が勝訴すれば生徒の人種を考慮

することを再開するかもしれない。よって、人種を決定要因とすることを自主的に中止したというだけでは訴訟要件を欠く (moot) ということにはならない。他方で、Jefferson 郡教育委員会は管轄権を争ってはいない。しかし、Joshua の Bloom 小学校への転校がその後認められたものの、本件制度はすべての学年の生徒に適用されることから、Joshua が中学校に入学する際に再び人種的分類を利用した割り当てを受ける可能性がある。よって、原告の当事者適格は認められる。

II 司法審査基準の適用について

人種的分类は非常に有害 (pernicious) であることから、両教育委員会は人種的分类を利用することが、やむにやまれぬ政府の利益 (compelling government interest) の実現という目的との関係で厳密な整合性 (narrowly tailored) を有する手段であるということの立証を求める厳格審査基準を満たさなければならぬ。

III 目的審査について

先例は過去の人種差別の弊害を是正する利益を、やむにやまれぬ政府の利益として認めている。Seattle 第1学区は過去に人種的隔離教育を州法によって制度化したことがなく、連邦地裁による人種の統合命令が出されたことはなかった。他方で、Jefferson 郡では過去に人種的隔離教育が州法によって制度化さ

れていたため、連邦地裁によって人種の統合命令が出された。しかし、2000年に同地裁は Jefferson 郡における過去の人種的隔離教育の残滓はほぼ解消されたと認定し、右人種の統合命令を取り消した。よって、両教育委員会は過去の人種差別の弊害を是正する利益によって本件制度を正当化することはできない。

Cutter 判決¹⁾では、人種のマイノリティを3倍に増やすために学生の人種を考慮することが不可欠であるとされた。しかし、本件では Jefferson 郡教育委員会が人種の統合の目標を定めるだけである。このような曖昧な目標に基づいて人種的分类を利用し、生徒の割り当てを行うのは極端なアプローチであり、正当化することはできない。さらに、同判決では高等教育というコンテキストにおいて、学生集団の多様性がやむにやまれぬ政府の利益として認められ、さらに、高等教育における多様性の利益は、人種だけではなく学生集団の多様性に貢献しうるあらゆる要素を含むとされた。同判決で法廷意見は、大学という環境では、より広い言論および思想の自由が保障されるべきであるという点で、大学は我々の憲法の伝統の中で特別な地位を占めると判示し、高等教育の特殊性を考慮した。さらに、同判決において法廷意見は、厳格審査基準を適用する際には、コンテキストが重要であると判示し、高等教育のコンテキストにおける人種的分类の利用を検討していることを繰り返し述べた。本件下級審は同判決で明示された多様性についての幅広い理解と

高等教育の特殊性を無視してその意味を拡張し、初等中等教育における人種的分類を利用した本件制度を合憲としたが、同判決は本件の先例とはならない。

IV 手段審査について

本件制度において、人種的分类は生徒の割り当てに僅かな効果しか及ぼしていない。これは他の手段が効果的であるということを示すものである。このように人種的分类の効果が小さいことは、この分类の必要性を疑わせる。さらに、両教育委員会は人種的分类を利用した割り当て以外の手段を検討したことも立証していない。目的との関係で厳密な整合性を有する手段を用いているというためには、人種中立的な代替手段を真剣に検討することが求められる。しかし、Seattle 第 1 学区では人種的分类を利用した割り当て以外の手段は検討されずに退けられ、さらに、Jefferson 郡教育委員会は他の代替手段を検討したという証拠を示していない。

Gutter 判決では、志願者を単に特定の人種集団の一員としてではなく、「個人として考慮する」ことが重要であり、入学者選抜においては単に人種の均衡を図るためではなく、学生集団の多様性に資するより広範な評価の一部というコンテキストにおいて人種的分类を利用することが支持された。しかし、本件制度は志願者を個人として考慮するのではなく、むしろ非個別的で機械的な人種的分类を採用している。Seattle 第 1 学区の

制度は人種を白人と非白人に、他方で、Jefferson 郡教育委員会の制度は黒人とその他に区別するだけであり、多様性についての捉え方も一面的である。Seattle 第 1 学区の制度では白人の生徒が 50 パーセント、アジア系の生徒が 50 パーセントで、アフリカ系の生徒、先住民系の生徒、ラテン系の生徒がゼロでも人種の均衡が取れているとされる。しかし、アジア系の生徒が 30 パーセント、アフリカ系の生徒が 25 パーセント、ラテン系の生徒が 25 パーセント、白人の生徒が 20 パーセントでは人種の不均衡が生じているとされ、不可とされる。このようなことを許容する制度が公立学校における幅広い人種的多様性を実現するとはいい難い。

〔Roberts 連邦最高裁長官による相対多数意見〕

他の 3 人の裁判官 (Scalia, Thomas, Alito 各裁判官) の同意しか得られず、相対多数意見となった Roberts 長官の意見の概要である。

I 本件制度の目的の正当性について

人種的分类の利用が人種的多様性を実現するための厳密な整合性を有する手段ではないことは明らかである。よって、人種的多様性がテストの成績や他の客観的な基準に明確な影響を及ぼし、社会化 (socialization) に関する無形の利益をもたらすか否かについての争いをここで解決する必要はない。

両教育委員会は、人種的多様性、人種の孤立の防止、人種の統合など本件制度がもたらす利益を様々な表現で主張するが、人種の均衡の実現との違いを示していない。人種の均衡を実現するという目的は先例によって繰り返し不当とされてきた。人種の均衡をやむにやまれぬ政府の利益であると認めると、社会のあらゆる領域で人種の均衡を実現することが正当化されてしまう。しかし、これは市民を個人として扱うべしとする合衆国憲法の平等保護の保障と矛盾する。

II 本件制度の手段の正当性について

本件制度は教育上の利益を実現するために必要な人種的多様性の程度ではなく、各学区毎の人口統計に基づいている。教育上の利益を実現するために必要な人種的多様性の程度が各学区毎の人口統計と一致するという証拠は示されていない。Seattle 第1学区は人種的多様性を有するとされる白人の生徒が50パーセント、アジア系の生徒が50パーセントという人種構成が人種的多様性を有していないとされるアジア系の生徒が30パーセント、アフリカ系の生徒が25パーセント、ラテン系の生徒が25パーセント、白人の生徒が20パーセントという人種構成よりも教育上有意義であるという証拠を示さなかった。さらに、Jefferson 郡において、Joshua に割り当てられた Young 小学校は、黒人の生徒の割合が46・8パーセントであった。そのため、黒人の生徒またはその他の人種の生徒の

Young 小学校での人種の孤立と Joshua の転校とは無関係であった。人種の分類を利用した生徒の割り当てという極端な方法は、両教育委員会が主張する目的を達成するために必要とはいえない。

Cutter 判決では、多様な学生集団を実現するために必要な不確定の「意義ある数」(critical mass)⁽²⁾ が目標値とされ、ロースクールはこの「意義ある数」に達する志願者数から目標値を逆算したのではないとされた。これに対し、本件で Seattle 第1学区が求める人種的多様性のレベルは、各々の学区の人口統計を参照して決定された値に基づいている。求められる人種的多様性のレベルから前向きに算出したのではなく、後ろ向きに人種的多様性の実現を目指したことは先例に照らし致命的な欠陥である。

III 本件における Brown 判決の位置づけについて

人種に基づいて人々を区別する政府の行為は、人種の劣等の観念を助長し、人種の敵対政策を導く。さらに、それは、個人を皮膚の色で判断すべきとの考えを増大させ、人種に基づく判断およびアメリカが人種的ブロック (racial blocs) に分かれるという観念を強めることから、本質的に疑わしい。

Brown I 判決⁽³⁾は学校施設と他の有形要素が同等であっても、黒人児童を人種に基づいて隔離しているという事実を違憲判決の根拠とした。さらに、Brown II 判決⁽⁴⁾は人種に基づかない方

法で生徒の公立学校への入学を決定する制度の完成が求められるとした。Brown 判決以前、子供たちは皮膚の色に基づいて、どこの公立学校に通うべきかを指定された。人種に基づく差別をなくすには、人種的分類を利用した区別をやめるしかない。

〔Kennedy 裁判官による結果同意意見〕

Kennedy 裁判官は連邦最高裁に管轄権があること、さらに、本件制度はやむにやまれぬ政府の利益の実現という目的との関係で厳密な整合性を有する手段であるとはいえず、違憲であることについて、Roberts 長官の法廷意見に同意した。しかし、残る部分には同意せず、結果同意意見を執筆した。

I 司法審査基準の適用について

厳格審査基準を適用しなければ、政府による人種的分類の利用が良性の救済目的であるのか、人種の劣等という不正な概念あるいは単なる人種的政治力学によって動機付けされているのかを判断することはできない。

II 目的審査について

人種の孤立を防止し、生徒の多様性を実現するという本件制度の目的は、やむにやまれぬ政府の利益であると認められる。

III 手段審査について

人種的分類の利用が、やむにやまれぬ政府の利益の実現という目的との関係で厳密な整合性を有する手段であるということ、Jefferson 郡教育委員会は立証しなければならない。しかし、それに失敗している。さらに、Seattle 第 1 学区は白人と非白人というおおざっぱな人種的分类をなぜ採用したのかということを示しておらず、やむにやまれぬ政府の利益の実現という目的との関係で厳密な整合性を有する手段が採用されているということを立てていない。よって、厳格審査基準を満たさない。

Grutier 判決は本件制度よりも人種を考慮する程度がはるかに少ない手続きを大学入試というコンテキストにおいて違憲とし、さらに、Grutier 判決は学生集団の多様性に資するあらゆる要素の一つとして人種を考慮する柔軟な制度を合憲とした。しかし、Seattle 第 1 学区の制度は、それらと比較して機械的な制度である。また、法に基づく (de jure) 人種の隔離と事実上の人種の隔離の憲法上の区別は重要であり、連邦最高裁は先例において州法に基づく人種の隔離教育からの救済について、教育委員会が人種的分类を利用することを容認してきた。しかし、本件で問題とされる公立学校における人種の隔離は、州法に基づく人種の隔離の結果生じたものではない。

教育委員会は Brown 判決の目的を達成するために平等な教育の機会を追求することができる。生徒の人種を唯一の基準とすることは許されないものの、教育委員会は問題を解決するために人種中立的であるが人種的分类を利用した場合と同様の結

果をうることのできる方法を用いることができる。このような方法には厳格審査基準は適用されないであろう。さらに、もし、やむにやまれぬ政府の利益を実現するために人種的分類を利用する他に手立てがない場合、教育委員会は人種的分類を利用することができる。

〔Breyer裁判官による反対意見〕

Breyer裁判官の反対意見に他の3人の裁判官（Stevens、Southern、Ginsburg各裁判官）が同意した。

I 司法審査基準の適用について

先例に照らし、本件制度に厳格審査基準を適用する。

II 目的審査について

本件で問題となるのは、第一に、歴史のおよび救済的観点から過去の人種的隔離教育を是正する利益、第二に、高度に人種的に隔離された学校が生徒に与える教育上の悪影響を防止する利益、第三に、民主主義の観点から多元的社会（pluralistic society）を反映した教育環境を実現する利益である。Gutler判決で示されているように、これらの利益は初等中等教育においてもやむにやまれぬ政府の利益として認められる。

III 手段審査について

本件制度は Gutler 判決で合憲とされた人種的分類を利用した手段よりも負担が少ない。そして、本件制度は人種を考慮する方法が限定されており、人種以外の要素に大きく依存している。さらに、教育委員会によって制度の修正と過去の制度との比較が行われており、他の代替手段もない。よって、本件制度はやむにやまれぬ政府の利益の実現という目的との関係で厳密な整合性を有する手段であり、合憲である。

【研究】

I 公立学校における事実上の人種的隔離について

現在のアメリカの公立学校において、顕著にみられる生徒の人種構成上の不均衡は、人種による居住地の偏在に起因する事実上の人種的隔離によるものである。アメリカでは黒人に対する人種差別が長年に渡って行われ、黒人はスティグマ（stigma）⁽⁷⁾を押し付けられてきた。そして、その結果、黒人は社会のあらゆる領域で不公平な取り扱いを受けてきた。本件で問題となった人種による居住地の偏在も黒人に対する歴史的な人種差別によって生じた問題の一つである。つまり、継続的な人種差別によって不利な立場に追いやられてきた黒人は資力が乏しいため、生活環境の良い郊外に転居することがかなわず、都市部のスラムに留まるのである。よって、生徒が住居から最も近い公立学校に通うということになると、黒人の生徒は都市部の公立学校へ、白人の生徒は郊外の公立学校へ通うことになり、その

結果、都市部の公立学校は黒人の生徒で占められ、他方で、郊外の公立学校は白人の生徒で占められることになるのである。このように、現在のアメリカでは、人種による居住地の偏在によって過去の州法に基づく人種的隔離教育の時代と同様の教育環境が存続している。

II 厳格審査基準の適用について

憲法上の平等原則の下での伝統的な厳格審査基準の適用は、「基本的権利」(fundamental rights) に対する政府の侵害行為に着目した理論と「疑わしき分類」(suspect classification) に着目した理論との二つに類型化することができる。本件において法廷意見を執筆した Roberts 長官は、後者の理論に基づいて厳格審査基準を適用した。そして、単に本件制度が厳格審査基準を満たすか否かについて判断を行い、公立学校における事実上の人種的隔離を是正するために教育委員会が採るべき施策については何の示唆も与えなかったといえよう。¹¹⁾

「疑わしき分類」とは、個人の力ではコントロールすることのできない先天的かつ不変的特性に基づいた分類とされる。¹²⁾ として、政府がそれらの分類を利用した場合、分類の対象となるクラスに対して、ステイグマが押し付けられるという結果がもたらされてきた。そのため、このような「疑わしき分類」に基づく立法は本質的に不正であると考えられ、当該立法には合憲性の推定が働かないため、裁判所は当該立法に対して厳格審査

基準を適用するのである。¹³⁾ この厳格審査基準が適用されると、政府はこれを満たすために、当該分類の利用はやむにやまれぬ政府の利益の実現のためであること、さらに、そのための手段(当該分類の利用)との間に厳密な整合性があることを立証しなければならぬ。

教育を受ける権利について法の平等保護が問題となった 1973 年の *San Antonio Independent School District* 判決における有名な定義によれば、「疑わしき分類」の対象とは、「疎外されていたり、歴史のあるいは意図的に不平等な取り扱いを受けていたり、政治的に無力な地位に追いやられているために多数者支配的な政治過程から特別に守られるべき」クラスとされる。したがって、あるクラスが厳格審査基準に服すべき「疑わしき分類」に属するか否かを判断する際には、①当該グループの有する属性が個人の力ではコントロールし得ない不変的かつ偶然的なものであること、②過去に当該グループに対する悲惨な差別の歴史が存在し、彼らに対する根強い偏見が存続していること、③当該分類の対象となるグループが多数者支配の政治プロセスから疎外されていて政治的に無力であること、という三つの要素が考慮される。¹⁴⁾ 換言すれば、①の要素は、個人の尊厳と人格価値の平等という民主主義の根本理念に反しないかを、さらに、②の要素は、不合理な偏見や固定観念に基づいた分類ではないかを、最後に③の要素は、少数者の権利は多数決原理が機能する政治過程を通じて救済することが困難なため、裁判所

による救済の必要性が高いか否かということを検討しているのである。¹⁷⁾そして、このような三つの要素のすべてが当てはまる人種分類は、この「疑わしき分類」の代表とされる。¹⁸⁾

ところで、Gutnerはかつて、厳格審査基準は「理論上厳格であるが、事実上致命的」(strict in theory and fatal in fact)な審査基準であり、この厳格審査基準が適用されると、当該立法はほとんど違憲とされると主張した。¹⁹⁾なぜなら、ほとんどの公的利益は、「疑わしき分類」が対象とするクラスに対して、さらに不利益を課すことを正当化するほどやむにやまれぬものだと考えられないからである。²⁰⁾このようなことから、伝統的な厳格審査基準の適用上、政府による人種分類の利用が容認されるのは、以下のような極めて例外的な場合に制限されるといえる。それは、(1)政府が過去から継続的に行ってきた人種差別を自ら終わらせる場合、あるいは、(2)合衆国憲法の平等保護条項に違反するような重大な不正をも見逃さなければならぬほど劇的に切迫した緊急事態(dramatic urgency)を回避するために、人種分類の利用が唯一利用可能な手段として絶対的に必要(absolutely necessary)な場合である。²¹⁾

事実、本件において Roberts 長官は、Seattle 第1学区は過去に人種的隔離教育を州法によって制度化したことがなく、他方で、2000年に連邦地裁は Jefferson 郡における過去の人種的隔離教育の残滓はほぼ解消されたと認定し、人種的統合命令を取り消したと指摘し、それゆえ、両教育委員会は過去の人種

差別の弊害を是正する利益によって本件制度を正当化することはできないと判示した。しかし、州法に基づく人種的隔離であり、事実上の人種的隔離であれ、人種的に隔離された教育環境は、生徒に自己の人種を強く意識させるため、人種的劣等感あるいは人種的優越感を抱かせ、黒人と白人との間の人種間対立を助長させるおそれがある。つまり、公立学校における事実上の人種的隔離が生徒および社会にもたらす害悪は、州法に基づく人種的隔離教育がもたらす害悪と何ら変わらないのである。よって、州法に基づく人種的隔離と事実上の人種的隔離とを区別し、前者を是正するための制度のみを容認するという同長官の判断は妥当ではなからう。

他方で、Michigan 大学ロー・スクールの入学者選別制度が問題となった2003年の Gutner 判決では、学生集団の多様性を実現するという利益が、やむにやまれぬ政府の利益として認められた。しかし、本件において、Roberts 長官は学生集団の多様性を実現するという、やむにやまれぬ政府の利益は高等教育にのみ妥当すると判示し、その適用範囲に制限を加えた。さらに、同長官は Seattle 第1学区の制度は人種を白人と非白人に、他方で、Jefferson 郡教育委員会の制度は黒人とその他に区別するだけであり、多様性についての捉え方が一面的であるとして、本件制度を容認しなかった。しかし、両教育委員会は単に地域の人種構成を反映した生徒の人種構成を実現しようとしたのではなく、現在のアメリカが抱える公立学校における事

実上の人種的隔離がもたらす重大な弊害を回避するために本件制度を採用したのである。

Ⅲ 厳格審査基準の適用に関するもう一つの理論について

California 大学医学校の入学者選抜制度が問題となった 1978 年の *Bakke* 判決以降、連邦最高裁の保守派の裁判官たちは、人種分類を利用したアファーマティブ・アクションに対して厳格審査基準を適用したが、リベラル派の裁判官たちは、中間審査基準などのより緩やかな司法審査基準を適用した。このように *Bakke* 判決以降、連邦最高裁の裁判官たちは、人種分類を利用したアファーマティブ・アクションに対して、どのような司法審査基準を適用すべきかについて意見が一致しなかった。²⁴⁾しかし、公共事業の元請業者が人種的マイノリティの所有する下請業者を選んだ場合、政府から助成を受けることができるという連邦の制度が問題となった 1965 年の *Adarand* 判決において、法廷意見を執筆した O'Connor 裁判官は、「一貫性」(consistency) の原則を宣言した。この一貫性の原則とは、どのような人種集団を対象としたものであっても、政府による人種分類の利用には厳格審査基準が適用されるべきとするものである。²⁵⁾さらに、同裁判官はこの *Adarand* 判決において、厳格審査基準は「理論上厳格であるが、事実上致命的」であるという Gunther の説を払拭したいと述べ、厳格審査基準の機械的な適用を明確に否定した。²⁷⁾同裁判官による厳格審査基準の適用

は、個別具体的な判断を重視するものであり、前に述べた(1)政府が過去から継続的に行ってきた人種差別を自ら終わらせる場合、あるいは、(2)合衆国憲法の平等保護条項に違反するような重大な不正をも見逃さなければならぬほど劇的に切迫した緊急事態を回避するために、人種分類の利用が唯一利用可能な手段として絶対的に必要な場合、という極めて例外的な場合でなくとも政府による人種分類の利用に対して合憲判断が下される可能性があるという点で、伝統的な厳格審査基準の適用とは異なるものである。²⁶⁾この O'Connor 裁判官による厳格審査基準の適用の萌芽は、1986 年の *Cosson* 判決にみることができると。

Cosson 判決では、公共事業を請け負った業者がその契約額の 30 パーセントを人種的マイノリティが所有する下請け業者に留保するよう求める *Richmond* 市の条例が問題となった。同判決において、O'Connor 裁判官は、政府による人種分類の利用に対する厳格審査基準の適用は、当該人種分類の利用が即憲法に違反するかのよう機械的に判断することを意味するのではなく、政府による人種分類の利用が良性の救済目的であるのか、人種の劣等という不正な概念あるいは単なる人種的政治学によって事実上動機付けられているのかを炙り出す (smoke out) ために厳格審査基準を適用するであると判示した。

O'Connor 裁判官が採用した厳格審査基準の適用は、伝統的

な厳格審査基準の適用のように、政府によるあらゆる人種的分類の利用が本質的に不正であり、人種分類を利用した立法には合憲性の推定が働かないという前提を採らない。同裁判官が採用した厳格審査基準の適用は、人種はあまりに偏見や情実の根拠となってきたので、政府による人種分類の利用には道徳的に容認し得ない動機、具体的には、合衆国憲法の平等保護条項が禁止する偏見や固定観念に基づく容認し得ない動機が実際に働いている恐れがあるという現実的な疑念を推定するに留まる。³²つまり、政府による人種分類の利用に対する違憲性の推定を伝統的な厳格審査基準の適用に比して幾ばくか緩和し、当該人種分類の利用を正当化する反証の機会を政府に付与することで、より個別具体的な判断をしようというのが同裁判官の立場なのである。

Dworkin は「O'Connor 裁判官が採用した厳格審査基準の適用を反証 (rebuttal) 理論と呼ぶ。そして、以下のように述べ、これを積極的に評価する。文理解釈上、合衆国憲法の平等保護条項は、政府による人種分類の利用を明示的に禁止していない。そのため、すべての人種分類の利用が合衆国憲法上、完全に禁止される理由は存在しない。しかし、合衆国憲法の平等保護条項は、政治道徳の一般原則を定めており、現代の憲法解釈者たちはこの一般原則に忠実であろうとする限り、道徳的な判断を下さなければならず、もし仮に人種分類の利用が道徳的不正であるとすれば、それゆえに憲法違反と考えられるの

も当然である。ところが、政府による身体的あるいは遺伝的属性に基づく他のあらゆる分類の利用が本質的に不正ではないのと同様、あらゆる人種分類も本質的に不正であるとはいえない。よって、実際には悪性であるにもかかわらず、良性であるかのように装っている人種分類を炙り出すことを目的とするこの反証理論は、合衆国憲法の趣旨と合致する最も説得力のある理論であるとされるのである。³³

この反証理論は Croson 判決以降の連邦最高裁判例で多数派を形成した。たとえば、本件の先例となった Grutter 判決の法廷意見は、「厳格審査基準は『理論上厳格であるが、事実上致命的』な審査基準ではない。∴政府が人種分類を利用した立法を行った場合、当該立法には厳格審査基準が適用されるが、政府によるすべての人種分類の利用が厳格審査基準の適用によって無効とされるわけではない」と判示し、反証理論に基づき司法審査を行った。³⁵そして、当該入学者選抜制度に合衆国憲法の平等保護条項が禁止する偏見や固定観念に基づく容認し得ない動機が働いていたのではないかという疑いを払拭する立証にロー・スクールの側が成功したため、右入学者選抜制度は合憲であると判示された。他方で、Dworkin の指摘によれば、本件 Seattle 第一学区および Jefferson 郡教育委員会の制度に違法性や単なる人種政治力学的な目的を指摘したという疑いは何一つ無かった。³⁶両教育委員会の制度は、白人の生徒と同様に黒人の生徒の第一志望を容易に拒否するかもしれない。しかし、そ

れは社会全体の共通善を推進しようとするものである。したがって、もし Roberts 長官や彼の意見に同意する他の保守派の裁判官が反証理論に基づき司法審査を行ったのならば、本件制度は合憲とされたであろう。しかし、同長官や彼の意見に同意する他の保守派の裁判官による法廷意見は、本件において Grutter 判決を覆したのである。

IV Kennedy 裁判官の結果同意意見および Breyer 裁判官の反対意見について

本件でキャスティングボートを握った Kennedy 裁判官は、公立学校における事実上の人種的隔離を是正するために、教育委員会が人種的分類を利用することができる可能性を示唆しつつも、³²⁾教育委員会に対し、憲法に抵触することなく、人種的分類を利用した場合と同様の効果をうることのできる人種中立的な手段を利用するよう勧めた。そして、その例として、(A)公立学校における人種的統合を促進するような観点から教師を採用すること、(B)人種的に多様な生徒が得られるような地域に戦略的に学校を新設すること、(C)人口統計に基づき、人種構成に配慮した学区の再区割りを実施することなどをあげた。しかし、たとえ、このような手段を利用した場合であっても、それらに関する決定を下す際には、生徒個人の人種が決定的に重要となる場合があるであろう。

さらに、Kennedy 裁判官は Breyer 裁判官と同様、時代錯誤

のかつ機械的な厳格審査基準の適用を放棄することを明確に言及した。しかし、Kennedy 裁判官の意見は Breyer 裁判官の意見とは結論が異なっている。Kennedy 裁判官は教育委員会に対し、人種的分類を利用した場合と同様の効果をうることのできる人種中立的な手段の利用を勧め、それらに効果がなく、人種的分類を利用した方法が唯一利用可能な手段であることを立証した場合に限り、教育委員会が人種的分類を利用することを容認する見解を示した。つまり、同裁判官は教育委員会に対し、人種的分類の利用の正当化に関して非常に厳格な反証を課したため、法廷意見と同様の結論に至ったと理解することができるのである。

他方で、Breyer 裁判官は、公立学校における人種的隔離教育が問題となった Brown 判決が違憲としたのは、人種的隔離教育を実現するための人種的分類の利用であり、本件のような人種的統合教育を実現するための人種的分類を違憲としたのではないと指摘し、Brown 判決の精神を否定するような判断を下した本件法廷意見を批判した。³³⁾そして、同裁判官は、人種的統合教育を実現するための人種的分類の利用は先例の認めるところであり、本件計画は厳格審査基準を満たし、合憲であると判断したのである。

V 深刻化する公立学校における事実上の人種的隔離と本判決の影響について

2003年、Harvard大学のThe Civil Rights Projectは、アメリカ全域の公立学校の統計を分析した「人種的に隔離された学校の存在する多文化社会：我々は夢を失いつつあるのか」(A Multicultural Society with Segregated Schools: Are We Losing the Dream?)と題する報告書を発表した。その報告書では、Brown判決後の1960年代後半から1970年代にかけて、アメリカ南部において展開された公立学校における人種の統合の流れが、1991年を境に人種の隔離の方向に転じていることが明らかになっている。例えば、1988年、連邦地裁による人種的統合命令が出されたことで、南部の白人生徒が多数を占める公立学校における黒人生徒の割合は43.5パーセントとなり、南部はアメリカで最も人種的統合のなされた地域となった。⁽⁸⁾しかし、1990年代、南部一帯で右人種の統合命令が取り消されたことで、南部の白人生徒が多数を占める公立学校における黒人生徒の割合は減少に転じ、2000年にはその割合が31.0パーセントとなった。⁽⁹⁾これは1970年の33.1パーセントを下回る値である。このような傾向はアメリカ全土においてみられる。他方で、「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」(No Child Left Behind Act of 2001)にみられるように、近年、連邦政府が重視しているのは人種的統合よりも学力の底上げである。したがって、教育委員会の施策の重点もそこに向けられており、本判決がもたらす現実的な影響は極めて限られたものになるといって藤倉教授の指摘がある。⁽¹⁰⁾

公立の初等中等教育における自発的な人種的統合施策を違憲とした本判決は、アメリカ社会に大きな衝撃をもたらしたが、Kennedy裁判官の結果同意意見から、本判決の後も教育委員会が人種的分類を利用した公立学校における人種の統合施策を実施できる可能性が残されていることが読み取れる。公立学校における事実上の人種の隔離が深刻化しているアメリカ社会においては、今後も人種の統合をめぐる議論が続くであろう。

- (1) Grutter v. Bollinger, 539 U. S. 306 (2003).
- (2) 疎外感を感じることなく、教室での議論に貢献できるだけの数。
- (3) Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).
- (4) Brown v. Board of Education, 349 U. S. 284 (1955).
- (5) Gratz v. Bollinger, 539 U. S. 244 (2003).
- (6) Kennedy裁判官は、その例として、(A) 公立学校における人種の統合を促進するような観点から教師を採用すること、(B) 人種的に多様な生徒が得られるような地域に戦略的に学校を新設すること、(C) 人口統計に基づき、人種構成に配慮した学区の再区割りを実施することなどをあげた。
- (7) 人種の劣等の烙印を押しということを指す。
- (8) RONALD DWORKIN, THE SUPREME COURT PHALANX: THE COURTS NEW RIGHT-WING BLOC 49 (NYREV 2008).
- (9) 戸松秀典『平等原則と司法審査』(有斐閣、1990年) 45頁参照。

- (10) James E. Ryan, *The Supreme Court and Voluntary Integration*, 121 HARV. L. REV. 131, 135 (2007).
- (11) 藤倉皓一郎「Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1 ; Meredith and McDonald v. Jefferson County Board on Education et al.」, U. S. J. 127 S. Ct. 2738 (2007) —教育委員会が生徒の就学校を決定するにあたって、人種を考慮することは合衆国憲法の平等保護条項に違反する。学区全体の人種構成を各学校に反映させようとする教委の方策は強い公益性を達成する目的に適合した手段とはいえない」日米法学会刊『アメリカ法』2008—1号(2007) 137頁参照。
- (12) 戸松、前掲注(9) 47—48頁参照。
- (13) 同書、同頁参照。
- (14) San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U. S. 1 (1973).
- (15) *Id.* at 28.
- (16) 西村裕三「平等保護条項とサスペクトな分類」判例タイムズ 611号(1986) 109頁参照。
- (17) 同書、同頁参照。
- (18) 戸松、前掲注(9) 137頁参照。
- (19) Gerald Gunther, *The Supreme Court 1971 Term-Forward: In Search of Evolving Doctrine on a Changing Court: A Model for a Newer Equal Protection*, 86 HARV. L. REV. 8 (1972).
- (20) RONALD DWORKIN, *SOVEREIGN VIRTUE* 412 (Harvard University Press 2002).
- (21) *Id.* at 416.
- (22) Regents of University of California v. Bakke, 438 U. S. 265 (1978).
- (23) 吉田仁美『宮川成雄編 アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』「レーンキスト・コートとアファーマティブ・アクション」(早稲田大学比較法研究所業書36号、2009年)275—76頁参照。Metro Broadcasting Inc. v. FCC, 497 U. S. 547 (1990)の法廷意見は、人種的分類を利用したアファーマティブ・アクションに対して中間審査基準を適用した。この中間審査基準が適用されると、政府は当該立法が採用する分類が重要な政府の目的(important government objects)に資するものであり、さらに、右立法目的とそれを達成するための手段との間に実質的関連性(substantially related)があることを立証しなければならぬ。
- (24) 同書、276—77頁参照。
- (25) Adarand Constructors, Inc. v. Peña, 515 U. S. 200 (1995).
- (26) 藤井樹也「アファーマティブ・アクション(2) —アメリカ連邦最高裁ロバーツ・コートの新たな動向」筑波ロー・ジャーナル3号(2008) 171—72頁参照。
- (27) RONALD DWORKIN, *supra* note 20, at 419. Adam Winkler, *Fatal in Theory and Strict in Fact: An Empirical Analysis of Strict Scrutiny in the Federal Courts*, 59 VAND. L. REV. 808-9 (2006).
- (28) RONALD DWORKIN, *supra* note 20, at 416-17. Adam Winkler, *supra* note 27, at 814.
- (29) 吉田仁美「公共工事におけるアファーマティブ・アクションと平等保護の合憲性審査基準」日米法学会刊『アメリカ法』[2009—1](2009) 48頁参照。

- (30) Richmond v. J. A. Croson Co., 488 U. S. 469 (1989).
- (31) RONALD DWORKIN, *supra* note 20, at 416.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Id.* at 417.
- (34) Gutter, 539 U. S. at 326-27.
- (35) RONALD DWORKIN, *supra* note 8, at 56.
- (36) *Id.* at 57.
- (37) James E. Ryan, *supra* note 10, at 131.
- (38) 藤倉、前掲注（11）137頁参照。
- (39) Erica Frankenberg, Chungmei Lee and Gary Orfield, *A Multiracial Society with Segregated Schools : Are We Losing the Dream?*, 37 (Cambridge, MA : The Civil Rights Project at Harvard University 2003).
- (40) *Ibid.*
- (41) 藤倉、前掲注（11）138頁参照。